

## 令和8(2026)年度栃木県政世論調査業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が実施する世論調査についての基本的な仕様を定めたものであり、以下、栃木県を甲とし、受託業者を乙としてその内容を記載する。

本仕様に伴う委託契約は、当該調査の設計、調査地点および標本の抽出、設問作成、調査実施、集計、分析、報告書の版下作成等の委託であり、本仕様書に定める提出物等の提出後の利用に係る一切の権利は甲に所属する。

なお、乙は、本調査の実施に際して得られたデータ等の全てを破棄・処分しなければならない。

### I 件名

令和8(2026)年度栃木県政世論調査業務委託

### II 調査目的

この調査は現在あるいは今後解決すべき課題について、県民の県政に対する意識・要望などを的確に把握し県政施策の企画・立案及び県政執行上の参考に資することを目的とする。

### III 調査内容

#### 1 時系列調査が必要なもの

- |                |    |
|----------------|----|
| (1) 暮らしの変化について | 5問 |
| (2) 県政への要望について | 1問 |
| (3) 日常生活について   | 3問 |

#### 2 県が解決すべき主な課題に関するもの

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| (4) 防災対策について              | 1問 |
| (5) 栃木県への愛着と誇りにについて       | 2問 |
| (6) 男女平等意識について            | 3問 |
| (7) あらゆる人々が活躍できる環境づくりについて | 2問 |
| (8) 消費生活に関する意識について        | 1問 |
| (9) 生涯学習について              | 2問 |
| (10) 地域のつながりにについて         | 2問 |
| (11) ケアラーについて             | 2問 |
| (12) 在宅医療について             | 2問 |
| (13) とちぎのがん対策について         | 3問 |
| (14) 食の安全・安心について          | 2問 |
| (15) 食に関する意識と実践について       | 2問 |
| (16) 食品ロスの削減について          | 2問 |
| (17) とちぎの元気な森づくり県民税について   | 2問 |
| (18) 公共交通について             | 3問 |
| (19) 自転車利用率と目的について        | 2問 |
| (20) 犯罪と治安対策について          | 3問 |

合計 45問程度

前記調査内容及び設問数は、必要に応じ適宜変更するものとする。

なお、前記設問には自由記述欄は設けない。

#### IV 調査の概要

##### 1 調査対象

栃木県内に住む満 18 歳以上の男女

##### 2 標本数

2,000 人

##### 3 標本抽出法

層化二段無作為抽出法

##### 4 調査方法

郵送法（回答方式は、郵送回答又はインターネット回答の選択式）

##### 5 調査時期

令和 8 (2026) 年 5 月下旬～令和 8 (2026) 年 6 月下旬

#### V 委託の内容

##### 1 企画設計

委託契約締結後、乙は、本調査の日程表を甲に提出するとともに、速やかに本調査の企画設計に着手する。その際には、次の要領により設問内容等を検討した上で、調査票を作成・印刷するものとする。

(1) 乙は、甲が作成した設問原案について、世論調査の専門的観点から助言・提案を行い、甲の指示に基づき、適宜、企画案の修正、設問作成のうえ調査票を作成する。

(2) 質問数は、45 問程度、フェイスシート 9 問程度とする。

(3) 乙は、調査票の印刷開始前に、その原稿を甲に提出し、承認を得るものとする。

##### 2 標本抽出

###### (1) 抽出方法

住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出法

###### (2) 調査地点数

計 135 地点程度

###### (3) 層化

ア 県内を市町村単位に次の 3 つに分類する。

地域	地区名	市 町 名
県北地域	那 須	大田原市、那須塩原市、那須町
	日 光	日光市
	塩 谷	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
	南 那 須	那須烏山市、那珂川町
県央地域	宇 都 宮	宇都宮市、上三川町、壬生町
	鹿 沼	鹿沼市
	芳 賀	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南地域	小 山	小山市、下野市、野木町
	栃 木	栃木市
	両 毛	足利市、佐野市

イ 各地域内においてはさらに市郡規模により「宇都宮市」、「宇都宮市以外の市」、「町」に分類し層化する。

###### (4) 標本数の配布

各地域・市郡規模別の層における 18 歳以上の人口数により 2,000 の標本数を比例配分する。

## (5) 抽出

ア 最も新しい国勢調査時に設定された調査区を第1次抽出単位となる調査地点とする。

イ 調査地点の抽出数については1調査地点当たり標本数が15程度になるように各層に割り当てられた標本数より算出し、調査地点を決定する。

ウ 調査地点の抽出は調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、層における調査区数の合計

$$\frac{\text{層における調査区数の合計}}{\text{層で算出された調査地点数}} = \text{抽出間隔}$$

を算出し等間隔抽出法により抽出する。

エ 抽出に際しての各層内における市町の配列順序は、別紙「市区町村コード一覧」に従う。

オ 調査地点における対象者の抽出は、調査地点の範囲内（町・丁目・番地・字等を指定）を住民基本台帳から等間隔抽出法により抽出する。

カ 乙は、調査地点が決定した場合は、速やかに地点一覧表を甲に提出する。

## (6) 調査対象者の抽出

ア 調査対象者は、調査抽出地点の該当する住民基本台帳から、18歳以上の男女のみを対象とする。

イ 甲は、調査対象者の抽出に当たり、提出された調査地点一覧表に基づき該当する市町宛に住民基本台帳の抽出協力を依頼する。原則として、依頼は文書をもって行う。

ウ 乙は、当該市町から甲の住民基本台帳閲覧についての依頼文の写しの提示を求められたときは、甲に対して同写しの交付を求め、市町の担当者に提示することができる。

エ 住民基本台帳の該当する番地・番号の最初の筆頭者から任意に算出された数をもって数えた調査対象者を第一番目の該当者として抽出する。

オ 以後、等間隔抽出を行い、1地点で15人程度の標本を抽出する。

カ 同一世帯からは、2人以上を抽出してはならない。

キ 基本的には、抽出作業において一切の作為を排除することとし、抽出作業に疑義が生じた場合には、速やかに甲と協議する。

ク 乙は、調査対象者抽出後、速やかに男女別・年齢別の2,000標本の内訳及びその構成比を記載した文書を作成し、甲に提出する。

ケ 2,000標本の構成が、明らかに母集団の構成内容と異なり、サンプリングに歪みがあると認められ、その程度が本調査の調査精度上許容できないものと考えられる場合は、甲は乙に対して再度の抽出作業を命ずることができる。

コ 住民基本台帳の閲覧手数料は、乙の負担とする。

## 3 調査実施

### (1) あいさつ状の作成

乙は、あいさつ状の原案を作成し、印刷するものとするが、印刷開始前に甲にその原稿を提出し、承認を得るものとする。

また、同あいさつ状は、調査票の郵送時に同封するものとする。

### (2) 調査対象者への謝礼

乙は、調査対象者への調査票を送付する際、記念品として甲が用意する筆記用具 1 本を調査票の郵送時に同封するものとする。

### (3) 調査票の発送

ア 調査票の発送方法は以下のとおりとする。なお、郵送の内、返送にかかる通信運搬費用は甲が負担する。

イ 乙は、調査対象者あての発送用宛て名シール（調査票発送用、督促状発送用）を作成する。

ウ 乙は、甲と協議の上、甲の名称等を記載した発送用封筒（色指定あり）を印刷する。

エ 乙は、甲と協議の上、甲の宛て名を記載した返信用封筒を印刷する。

オ 乙は、ウの封筒に発送用宛て名シールを貼付し、調査票、あいさつ状、インターネットによる回答の仕方に関する文書、筆記用具、エの返信用封筒を同封し、確認の上、令和 8 (2026) 年 5 月下旬に調査対象者あて発送する。

### (4) 調査票の回収

甲は調査票を回収し、その回収した調査票を随時乙に送付する。

### (5) インターネット上での回答

ア 乙は、調査対象者が郵送に代わりインターネット経由でも回答できるよう、調査票と同内容のインターネットページを作成し、回答を回収する。インターネットページの作成にあたっては、甲の校正を受けるものとする。

イ インターネットページは次の要件を満たすものとする。

- ・調査対象者の個人情報の漏えいやプライバシー侵害の発生を防止すること。
- ・セキュリティを確保し、ウイルスやマルウェアへの感染を防止すること。
- ・複数回答やデータ改ざん等の不正行為を防止すること。

ウ インターネットページはパソコンのほかに、スマートフォン、タブレット端末からも回答ができるようにする。サーバー等は乙が用意したものを使用する。

エ インターネットページでの回答にあたっては、回答中に一時保存ができるようにする。

オ 調査対象者が回答しやすいよう、インターネット上での回答の仕方を説明する文書を作成し、専用ページの URL を二次元 QR コード化して搭載の上、調査票とともに郵送する。乙は、説明文書の印刷開始前に、その原稿を甲に提出し、承認を得るものとする。

カ 回収期間は、調査票発送日から回答期限日の概ね 7 日後までとする。

キ 調査票に ID 等のナンバーを印刷するなどの方法により、郵送による回答とインターネットページでの回答による同一人からの重複回答の有無を識別できるようにする。なお、ID 等は乱数によるなど容易に推測されることがないように措置を講じるものとする。

ク インターネットによる回収に要する費用（インターネットページの作成・管理、説明文書の作成に係る費用も含む。）は乙の負担とする。

ケ インターネット上での回答については、日別の回答数を把握できるようにすること。また、回収期間中であっても、甲からの求めがあった場合には甲に回答数を報告するものとする。

### (6) 礼状兼督促状の作成

乙は、未回答者に対し回答を依頼するとともに、行き違いに回答があった者への配慮として礼意を併せて記載した礼状兼督促状の原案を作成し、印刷するものと

する。なお、印刷開始前に、乙は礼状兼督促状の原稿案を甲へ提出し、承認を得るものとする。

#### **(7) 督促状の発送**

ア 乙は、調査期間中に未回答者のみを抽出（番号順で管理）し、礼状兼督促状をはがき（色指定あり）により発送するものとする。

イ 発送にあたっては、抽出した未回答者分について発送用宛名シールを作成・貼付し、令和8（2026）年6月上旬及び同月中旬の計2回、それぞれ発送する。

ウ 令和7（2025）年度の実績では、未回答者数は第1回が約1,200名、第2回が約1,000名であった。

#### **4 集計・分析**

(1) 乙は、郵送による回収とインターネットページ回答による同一者からの重複回答の有無を確認する。同一者からの回答が重複した場合には、甲との協議によりいずれか一方を有効な回答として取り扱う。なお、必要に応じて無効とされた回答内容を補充することも可とする。

(2) 単純集計を行う。

(3) 原則全ての属性別クロス集計を行う。また、甲が指定する複数回答設問(M.A.) 同士以外の設問間のクロス集計を行う。ただし、乙は甲と協議・検討の上、クロス集計箇所を決定することができる。

(4) 集計は、実数、比率及び有意差検定により行うものとする。

(5) 集計結果を印刷した集計表を作成し、後述7の形式により提出する。

#### **5 報告用資料の作成**

乙は、4により提出された集計表について、甲が指定する様式により、報告用資料の作成を行うものとする。

#### **6 報告書の作成**

(1) 乙は、4により提出された集計表について、甲と協議・検討の上、報告書作成に際し使用する単純集計・クロス集計等を決定する。

(2) 乙は、(1)で決定した集計結果について、甲と協議の上表示形式（グラフ・表等）及び文章表現等を決定し、報告書案を作成する。

(3) 甲は、報告書原案が提出されたときは速やかに検査を行うものとする。

(4) 乙は提出した報告書原案に修正する箇所があることが判明したときは、遅滞なく原案を引き取り、甲の指定する日までに修正を行い、原案を再提出するものとする。

(5) 乙は、最終的に報告書をA4版でまとめるものとする。ただし、甲の指示による場合は、この限りでない。

#### **7 報告書等の提出**

(1) 2,000標本の個別データを入力したものを、OSにマイクロソフト社製Windowsを使用するパソコンで読み込み、書き込みが可能な形式で保存したCD-R等を1組提出する。

(2) 単純・クロス集計表を2部ずつ提出する。

(3) 集計表は、実数表とパーセント表を1組とし、それぞれA4版の用紙に印刷出力されたものを2穴のバインダーにとじて提出する。

(4) 集計表及び報告書の図表を6(1)と同様の形式で記録したCD-R等を1組提出する。

(5) 報告書の文字情報をMicrosoft Wordで保存したCD-R等を1組提出する。

- (6) 報告書の版下を2部提出する。
- (7) 各設問の選択肢に「その他」を用意したものについては、その内容を列挙した文書を2部及びCD-R等を1組提出する。

## **8 報告書等の提出期限**

報告書等の提出期限は以下のとおりとする。

- (1) 単純集計表は、令和8(2026)年7月24日(金)
- (2) 報告用資料は、令和8(2026)年7月31日(金)
- (3) クロス集計表は、令和8(2026)年8月24日(月)
- (4) 報告書原案は、令和8(2026)年8月31日(月)
- (5) 報告書版下は、令和8(2026)年11月18日(水)
- (6) 7(1)、7(4)、7(5)、7(7)で指定したCD-R等は、令和8(2026)年11月30日(月)までに提出する。

## **9 個人情報の保護及び調査データ等の機密保持**

- (1) 乙は、本調査により得られたデータ等全てについて、本調査の目的以外に使用・流用等をしてはならない。
- (2) 乙は、本調査により得られたデータ等の使用・保存・処分には、細心の注意をもってあたなければならない。
- (3) 乙は、本調査の受託した内容が全て完了した時点をもって、直ちに全てのデータ、調査票をはじめとする調査書類等を破棄・処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。
- (4) 乙は、(3)の記録等の破棄・処分を行うに当たっては、責任者等の立会いのもと細心の注意をもって実施するとともに、終了後、その旨を遅滞なく文書をもって甲に報告するものとする。

## **VI その他**

- 1** 乙は、本調査の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外等に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と協議し、甲の指示に従うものとする。
- 2** 甲は、乙に本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を命じ、又は契約の解除等をなすことができるものとする。